



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○皆伐面積の限度(五〇・森林整備課)……………1

告 示

秋田県告示第五十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成二十一年二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

水 沢 川	三三三・三五	八二・六三	八峰町	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村	
					水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)	鹿角市、小坂町
米代川上流	一、五八八・八六	七四・四〇	鹿角市、小坂町	米代川中流	一、七七九・九八	二〇九・四二	大館市、北秋田市
阿 仁 川	一、五九八・四八	一〇一・三三	北秋田市、上小阿仁村	米代川下流	七五一・二七	九三・九二	能代市、藤里町

三種川	五三・三〇	三四・一三	三種町	同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)(ヘクタール)	所在市町村
馬場目川	二四六・三二	七・六〇	湯上市、五城目町、井川町	白雪川	一八九・〇二	由利本荘市、にかほ市
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市	子吉川上流	五八四・九七	由利本荘市、羽後町
太平川	二〇〇・一〇	五・七〇	秋田市	子吉川下流	二〇八・五三	由利本荘市
雄物川下流	五七七・三六	六八・四九	秋田市、大仙市	雄物川上流	七三六・六〇	湯沢市、羽後町
玉 川	一、三三五・五五	九九・一一	仙北市	皆 瀬 川	五一六・〇一	湯沢市、横手市、東成瀬村
川 口 川	二四二・六五	三三・一四	大仙市、美郷町	平鹿地区	四七一・五八	横手市
雄物川上流	一六九・三四	六一・八六	湯沢市、横手市、東成瀬村	川 口 川	二四二・六五	大仙市、美郷町
三 種 川	一、三八・〇一	一一・八〇	湯沢市、羽後町	平鹿地区	四七一・五八	横手市
八 峰 防 風 保 安 林	〇・九六	〇・九六	八峰町	子吉川上流	五八四・九七	由利本荘市、羽後町
三 種 川	〇・二四	〇・二四	三種町	白雪川	一八九・〇二	由利本荘市、にかほ市
男 鹿 川	一、二・四六	一一・八〇	男鹿市	子吉川下流	二〇八・五三	由利本荘市
秋 田 南 川	〇・六二	〇・六二	秋田市	雄物川上流	七三六・六〇	湯沢市、羽後町
米代川上流干害防備保安林	〇・六四	〇・六四	鹿角市	皆 瀬 川	五一六・〇一	湯沢市、横手市、東成瀬村
米代川中流	二、三・四二	二、三・四二	大館市、北秋田市	平鹿地区	四七一・五八	横手市
阿 仁 川	一・八二	一・八二	北秋田市	川 口 川	二四二・六五	大仙市、美郷町
米代川下流	一・九八	一・九八	藤里町	雄物川下流	五七七・三六	秋田市、大仙市
三 種 川	三、二・四二	三、二・四二	三種町	玉 川	一、三三五・五五	仙北市
馬場目川	四、〇・五二	四、〇・五二	湯上市、井川町	川 口 川	二四二・六五	大仙市、美郷町
男鹿地区	一・二〇	一・二〇	男鹿市	雄物川上流	一六九・三四	湯沢市、横手市、東成瀬村
太平川	一・〇〇	一・〇〇	秋田市	三 種 川	一、三八・〇一	湯沢市、羽後町
雄物川下流	七・九〇	七・九〇	秋田市、大仙市	八 峰 防 風 保 安 林	〇・九六	八峰町
玉 川	四・七四	四・七四	仙北市	三 種 川	〇・二四	三種町
川 口 川	三・二六	三・二六	大仙市、美郷町	男 鹿 川	一、二・四六	男鹿市
平鹿地区	二・五六	二・五六	横手市	秋 田 南 川	〇・六二	秋田市
皆 瀬 川	七・〇〇	七・〇〇	湯沢市、東成瀬村	米代川上流干害防備保安林	〇・六四	鹿角市
				米代川中流	二、三・四二	大館市、北秋田市
				阿 仁 川	一・八二	北秋田市
				米代川下流	一・九八	藤里町
				三 種 川	三、二・四二	三種町
				馬場目川	四、〇・五二	湯上市、井川町
				男鹿地区	一・二〇	男鹿市
				太平川	一・〇〇	秋田市
				雄物川下流	七・九〇	秋田市、大仙市
				玉 川	四・七四	仙北市
				川 口 川	三・二六	大仙市、美郷町
				平鹿地区	二・五六	横手市
				皆 瀬 川	七・〇〇	湯沢市、東成瀬村

五 城 目 〃	本 荘 〃	皆 瀬 〃	田 沢 湖 〃	角 館 〃	河 辺 〃	秋 田 保 健 保 安 林	白 雪 川 〃	子 吉 川 上 流 〃	子 吉 川 下 流 〃	雄 物 川 上 流 干 害 防 備 保 安 林
二・三 八	〇・二 〇	〇・二 八	二・五 八	〇・六 四	〇・六 二	七・六 四	二・九 四	二・三 四	一・一 九六	三・五 八
五城目町	由利本荘市	湯沢市	仙北市	仙北市	秋田市	秋田市	にかほ市	由利本荘市	由利本荘市	湯沢市

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷株式会社
 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇五
 E-mail:matsubarara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄